

『院内感染対策に関する取り組み』

I. 感染防止対策に関する基本的考え方

患者様やご家族をはじめ、病院に関わるすべての人たちを感染から守るために「標準予防策」を基本とした感染対策に取り組みます。

II. 感染対策に関する取り組み事項

感染対策に関する院内感染対策活動の役割を担うために、感染防止対策委員会を設置しています。委員会は月1回を基本として必要時には随時開催します。

III. 院内感染対策教育に関する事項

全職員を対象とした感染対策に関する研修会・講習会を開催しています。各部署に感染対策マニュアルを配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について、全職員への周知を行っています。

IV. 感染症発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染上問題となる微生物を検出した場合は、検査室から各部署に知らせ、注意喚起を行います。感染防止対策委員会に各種分離菌を報告して検出状況を共有します。

V. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には、疫学的調査、感染対策の徹底などを行い、感染拡大を防止します。

VI. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。合わせて感染防止の意義及び手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

VII. その他

病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め健康管理に留意します。

院内感染防止のため、病院職員は各職場共通の「院内感染防止マニュアル」を遵守します。

感染対策委員会



村瀬病院